

表1 負担割合の変更

| 区分   | 一部負担金の割合                   |
|--|----------------------------|
| 0歳～3歳に達する月まで。<br>ただし、1日生まれの方は3歳に達する月の前月まで。 | 2割                         |
| 3歳以上70歳未満の方<br>(退職者医療制度の保険証をお持ちの方を除く)      | 3割(現行と同じ)                  |
| 退職者医療制度の保険証をお持ちの方                          | 2割<br>(ただし平成15年4月1日以降は3割)  |
| 70歳以上の方<br>(老人保健法に該当された方を除く)               | 1割<br>(ただし一定以上所得者に属する方は2割) |

**70歳の誕生日を迎えると**  
誕生月の月末(1日生まれは誕生月の前月末)までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。誕生月の翌月以降(1日生まれは誕生月)から使用できますので国民健康保険証とともに医療機関の窓口に表示して下さい。

前年の市民税の課税所得額の変更や世帯の異動により自己負担割合が変わる場合があります。該当者には、市から1割証か2割証のいずれかの「国民健康保険高齢受給者証」を交付しますが、課税所得額や世帯に変動があれば再度判定を行います。その結果、自己負担区分に変更があれば、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を改めて交付しますので、古い証は国民健康保険課が各市民センターに返却して下さい。自己負担区分に変更があって、すでに古い証で医療機関にかかった場合は、後日精算の必要が生じる場合があります。

# 10月1日から

# 国民健康保険の自己負担割合が変わります

ここでは、昭和7年10月1日以降に生まれた方へお知らせします。

法改正にともない、10月1日から国民健康保険の自己負担割合が変わります

年齢によって、表1のとおりになります。現在お持ちの保険証はそのままお使い下さい。

高額療養費の自己負担割合が変わります

70歳未満の方と70歳以上の方では自己負担限度額が異なりそれぞれ表2・表3のとおりになります。該当者には、申請書を郵送します(診療を受けた月から約3か月後)。

領収書(郵送のときは、写しを同封)を添えて、国民健康保険課または各市民センターへ申請して下さい。

高額療養費とは  
自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、申請により、高額療養費として支給される制度です。月の1日から月末までの受診について1か月として計算します。また、差額ベッド代、入院時の食事代など保険が適用されない費用は除かれます。

市民税非課税世帯に属する70歳以上の方が入院するとき  
非課税世帯の方は、「限度額適用」です。

これから70歳を迎える方には、国民健康保険高齢受給者証が交付されます

昭和7年10月1日以降に生まれた方には、75歳になるまで所得区分に基づいた「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。交付を受けるための申請は必要ありません。75歳になると、老人保健法医療受給者証に切り替わります。

医療機関の窓口で支払う負担割合が変わります

所得の状況により、10月1日から医療機関にかかった場合、総医療費の1割か2割(一定以上所得者の場合)を負担することになります。ただし、入院の場合は、自己負担限度額を超えて負担する必要はありません。また、70歳以上になると薬剤一部負担金の負担はなくなります。

退職者医療制度の該当者も同様です。

表2 70歳未満の方(老人保健法に該当された方を除く)の高額療養費の自己負担限度額

| 区分   | 自己負担限度額   |
|--|---|
| 上位所得者<br>国民健康保険税の算定基準となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯 | 139,800円 + 総医療費(10割)が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%<br>(77,700円) |
| 一般   | 72,300円 + 総医療費(10割)が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%<br>(40,200円)  |
| 市民税非課税世帯   | 35,400円(24,600円)  |

( )内は、過去12か月以内に同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降の限度額。同一の診療月、同一の世帯で合算できる自己負担額は、一律21,000円以上支払った時になります。

表3 70歳以上の方(老人保健法に該当された方を除く)の高額療養費の自己負担限度額

| 区分      | 自己負担限度額  |  |
|---------|----------|--|
|         | A 外来(個人) | B 外来+入院(世帯)  |
| 一定以上所得者 | 40,200円  | 72,300円 + 総医療費(10割)が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%<br>(40,200円) |
| 一般      | 12,000円  | 40,200円  |
| 市民税非課税  | 低所得者     | 24,600円  |
|         | 低所得者     | 15,000円  |

( )内は、過去12か月以内に同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降の限度額。所得区分は下表を参照して下さい。

70歳以上の方(老人保健法に該当された方を除く)の高額療養費の所得区分

|         |   |
|---------|---|
| 一定以上所得者 | 右上記の「一定以上所得者とは」を参照して下さい。  |
| 一般      | 一定以上所得者、低所得者、低所得者に該当しない方。   |
| 低所得者    | 世帯主及び国保加入者の市民税(医療を受けた月が1月から7月の場合は前年分)が非課税の方。  |
| 低所得者    | 世帯主及び国保加入者の市民税(医療を受けた月が1月から7月の場合は前年分)が非課税で、世帯員の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたとき0円となる方。 |

表4 70歳以上の方(老人保健法に該当された方を除く)の高額療養費の入院の場合の自己負担限度額

| 区分       | 自己負担額                                       |         |
|----------|---|---------|
| 一定以上所得者  | 72,300円 + 総医療費(10割)が361,500円を超えた場合は、超えた分の1% |         |
| 一般       | 40,200円                                     |         |
| 市民税非課税世帯 | 低所得者  | 24,600円 |
|          | 低所得者  | 15,000円 |

所得区分は左表を参照して下さい。

代も減額されます。なお、所得の変更申告や世帯の異動(世帯の合併・分離など)などで市民税非課税世帯でなくなった場合には、減額認定証を市役所各市民センターに必ず返却して下さい。

老人保健法も改正され、10月1日から制度が変わります  
老人保健医療制度の改正内容については、9月21日号の広報まちだに掲載しました。老人医療受給者証をお持ちの方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は、9月21日号をご覧ください。

間高齢受給者証に関しては国民健康保険課加入課税係(☎724・2124)、高額療養費・減額認定

# 支援費の支給申請受付を開始します

## 10月1日から

市では、支援費制度へ円滑に移行するための準備として、10月1日から、支援費の支給申請の受付を開始します。現在、支援費に移行するサービスを利用していらっしゃる方には、すでに支給申請書をお送りしてあります。できるだけ、同封した「ご案内」に記載されている受付期間内に申請して下さい。

受付場所 市役所障害福祉課(2階)  
郵送でも受け付けます。現在、サービスを利用していらっしゃる方は、支給申請書が届いていない場合はご連絡下さい。

支援費の支給を申請しない場合、来年4月以降、サービスをご利用いただけなくなります。また、新たに障がい者福祉サービスをご利用になりたい方も、お気軽にご相談下さい。

問 障害福祉課 ☎724・2148

自己負担割合・限度額表

| 区分         | 自己負担割合 | 自己負担限度額(入院・世帯ごと) |           |
|------------|--------|------------------|-----------|
|            |        | 外来(個人ごと)         |           |
| 一般         | 1割     | 12,000円/月        | 40,200円/月 |
| *低所得者(福のみ) |        | 8,000円/月         | 24,600円/月 |

\*低所得者とは、主たる生計維持者が市民税非課税の方です。申請が必要ですが、認められると、低所得者の限度額が適用されます。障・親(世帯)で市民税が非課税の方は、入院時食事療養費標準負担額のみを負担となります。

10月1日から老人保健法改正に伴い福(老人医療費の助成)・障(心身障害者医療費の助成)・親(ひとり親医療費の助成)制度の自己負担が変わります。すべての医療機関で1割負担になり、これまでの定額制(1回850円/月4回まで)はなくな

問 福は高齢者福祉課 ☎724・2144、障は障害福祉課 ☎724・2148、親は児童福祉課 ☎724・2143

方の方の自己負担が変わります

福・障・親の医療証をお持ちの方